

給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）の見方

Ⓐ:課税の年度を表示。特に年度切替前後はご注意ください。

令和 Ⓐ 年度 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)

- 1 「給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)」は、特別徴収義務者(給与支払者)宛にお送りする通知です。従業員ごとに、何月にいくら給与から差し引きしていただくかについて表示しています。
- 2 事業所(給与支払者)が従業員(納税義務者)に代わり、毎月従業員の給与から住民税を差し引きし、納入していただきます。
- 3 6月分から翌年5月分までが住民税における1年度となります。(定額減税が適用された方は7月分から徴収となります。)
- 4 年度の途中で従業員が住所変更した場合でも、1月1日現在の住所地の市町村に納入します。
- 5 納税義務者用通知が同封されていた場合は、ミシン目で切り分けて、開封せず(圧着された状態のまま)従業員に配付してください。

| 特別徴収税額 |      |     |  | 課税人員 |     | 非課税人員 |  |
|--------|------|-----|--|------|-----|-------|--|
| 月割額    | 人数   | 納付額 |  | 人数   | 納付額 |       |  |
|        | 6月分  |     |  | 12月分 |     |       |  |
|        | 7月分  |     |  | 1月分  |     |       |  |
|        | 8月分  |     |  | 2月分  |     |       |  |
|        | 9月分  |     |  | 3月分  |     |       |  |
|        | 10月分 |     |  | 4月分  |     |       |  |
|        | 11月分 |     |  | 5月分  |     |       |  |
| (備考)   |      |     |  |      |     |       |  |

年度の途中で税額変更した場合は、変更通知書をお送りします。その場合③④:「決定」が線で消されています。  
なお、変更通知書の場合、⑤には変更後の合計が表示されますが、⑥には変更があった従業員の分だけが表示されます。

⑤:事業所(給与支払者)が住民税を給与から差し引きする人数と合計額が表示されます。  
⑦:事業所のⒶ年度の合計金額や人数、⑧:月ごとの人数と月ごとの合計金額が表示されます。

⑨:従業員ごとの税額等が表示されます。 公印

指定番号 Ⓐ 宛名番号 Ⓐ 市町村コード 142123 受給者番号 Ⓐ 特別徴収税額 Ⓐ

住 所 氏 名 個人番号

①:厚木市が貴事業所に付番した指定番号です。

②:同じ指定番号内での各従業員の通し番号

③:社員番号等、事業所内での従業員の管理番号。給与支払報告書に記載のものを表示(記載がなければ空欄)。

④:1年間に差し引きする税額(6~5月分の合計)

⑤:税額が変更になった月(変更月以降の税額が変更になります)。

⑥:各月に給与から差し引きしていただく税額です。

⑦:税額が変更になった場合や異動があった場合の事由等が表示されます。

**例1) 新年度当初の税額決定通知書:**月ごとに表示している税額を給与から差し引きし、翌月10日までに市に納入してください(6月分なら7月10日納期限)。  
※新年度当初の税額決定通知書に記載のある従業員が退職等により、給与から差し引きできない、または年度途中で差し引きできなくなった場合は、異動届出書を提出してください。

|        |       |     |     |      |      |      |     |      |
|--------|-------|-----|-----|------|------|------|-----|------|
| 特別徴収税額 | 31900 | 納付額 | 6月分 | 0    | 10月分 | 2900 | 2月分 | 2900 |
| 個人番号   |       | 納付額 | 7月分 | 2900 | 11月分 | 2900 | 3月分 | 2900 |
|        |       | 納付額 | 8月分 | 2900 | 12月分 | 2900 | 4月分 | 2900 |
|        |       | 納付額 | 9月分 | 2900 | 1月分  | 2900 | 5月分 | 2900 |
|        |       | 変更月 | 月   |      |      |      |     |      |

**例2) 従業員が確定申告したことにより、年度の途中で税額が減額になった場合**  
⇒給与から差し引きする税額が11月分から減額になります。※増額になる場合もあります。  
⇒市に納入する税額が11月分から減少します。※納入書を使用している事業所は納入書を訂正して納入してください。

|        |         |     |     |        |      |        |     |       |
|--------|---------|-----|-----|--------|------|--------|-----|-------|
| 特別徴収税額 | 1140000 | 納付額 | 6月分 | 110000 | 10月分 | 100000 | 2月分 | 90000 |
| 個人番号   |         | 納付額 | 7月分 | 100000 | 11月分 | 90000  | 3月分 | 90000 |
|        |         | 納付額 | 8月分 | 100000 | 12月分 | 90000  | 4月分 | 90000 |
|        |         | 納付額 | 9月分 | 100000 | 1月分  | 90000  | 5月分 | 90000 |
|        |         | 変更月 | 11月 |        |      |        |     |       |

**例3) 従業員が退職し、9月分まで徴収済み(10月分以降が未徴収)という内容で異動届出書を提出した翌月に届いた税額通知**  
⇒10月分から市に納入する税額が減少します。※納入書を使用している事業所は納入書を訂正して納入してください。

|        |      |     |     |      |      |   |     |   |
|--------|------|-----|-----|------|------|---|-----|---|
| 特別徴収税額 | 8700 | 納付額 | 6月分 | 0    | 10月分 | 0 | 2月分 | 0 |
| 個人番号   |      | 納付額 | 7月分 | 2900 | 11月分 | 0 | 3月分 | 0 |
|        |      | 納付額 | 8月分 | 2900 | 12月分 | 0 | 4月分 | 0 |
|        |      | 納付額 | 9月分 | 2900 | 1月分  | 0 | 5月分 | 0 |
|        |      | 変更月 | 10月 |      |      |   |     |   |

**例4) 入社した従業員について前職から特別徴収継続し12月分から貴事業所で特別徴収開始するとして異動届出書を提出した翌月に届いた税額通知**  
⇒12月分から市に納入する税額が増額します。※納入書を使用している事業所は納入書を訂正して納入してください。

|        |       |     |     |   |      |      |     |      |
|--------|-------|-----|-----|---|------|------|-----|------|
| 特別徴収税額 | 17400 | 納付額 | 6月分 | 0 | 10月分 | 0    | 2月分 | 2900 |
| 個人番号   |       | 納付額 | 7月分 | 0 | 11月分 | 0    | 3月分 | 2900 |
|        |       | 納付額 | 8月分 | 0 | 12月分 | 2900 | 4月分 | 2900 |
|        |       | 納付額 | 9月分 | 0 | 1月分  | 2900 | 5月分 | 2900 |
|        |       | 変更月 | 12月 |   |      |      |     |      |